

受注票(令和8年度)

軽作業9

担当者:塚本

受注番号		1080074	屋外清掃作業(公園清掃第三グループ)	
就業場所		神保町エリア公園6箇所		
就業条件	就業日	月・火・水・木・金		
		※GW・年末年始に關しての就業依頼あり。 ただし、就業実施の有無はメンバー内で話し合いのうえ決定可能。 ※就業開始は最短で8月からになります		
	就業時間	午前・午後(令和7年度メンバーの就業時間 午前6:00～10:00、午後13:00～15:00)		
	人 数	2人／1日当たり	募集人員／予定人員	
	性 別	不問	1人／5人	
配分金	月～金の単価:10,332円／回(すべての場所を清掃) * 配分金額については、変更になる場合があります。 ※発注者の意向により、変則的に就業が休みになる場合があります。			
月平均	1人当たりの就業日数 : 8日 50時間			
備 考	交通実費の支給 : 無			
	申し込みの条件 : 自転車を所持しており利用できる方 (複数の公園を自転車を使用して回ります)			
就業内容 ①作業は箒・熊手等により、散在するゴミを取り除くこと。特に遊具施設・くずかご等は念入りに清掃する。 ②園路・広場は落ち葉を含めすべて清掃する。雑草類は抜根し土をふるってから処分する。 ③植栽地・のり面は、就業者が踏み込み可能な範囲を清掃する。 ④砂場は表面だけでなく、ガラス片・空き缶等の危険物が埋もれている場合があるので、注意して取り除く。 ⑤ゴミは、1.可燃物、2.不燃物、3.カン、4.ビン、5.ペットボトル、6.その他(プラスチック・金属製品・危険物等)に分別する。 ⑥公園内の施設等に異常及び破損等を発見した場合は、速やかにシルバー担当職員に報告する。 ⑦住所不定者の残留物・不法投棄を発見した場合は、速やかにシルバー担当職員に報告する。 ⑧すべての公園・広場の清掃後の写真を撮影し、提出すること。(毎月1回。1日分のみでOK) グループ就業なので、就業日を特定の日時・曜日に限定しないこと				